

坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたって、受託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

1. 業務の目的

坂井市では平成23年度より「坂井市総合計画後期基本計画」「第二次坂井市行政改革大綱」に基づき行財政改革に取り組み、平成27年度から水道事業運営の効率化を目的に包括的民間委託に取り組んでいる。下水道事業においては、下水道処理人口普及率が99%（令和3年度末）となりストックマネジメント計画を策定し、上下水道事業は本格的な維持管理時代への移行を迎えている。また、PFI法に基づき内閣府に設置された民間資金等活用事業推進会議（第19回：令和5年6月2日）において「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」が決定され、新たに「ウォーターPPP」の活用が推進されるとともに、下水道事業では同方式の導入が管路改築の交付金要件としても位置付けられた。

このような背景から、本業務では坂井市におけるウォーターPPP導入可能性を調査するとともに、今後の効率的な官民連携手法を検討することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別添する「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

※但し、市議会への報告など発注者が指示する時期において資料提供を行うこと。

(4) 見積限度額

金35,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加事業者の構成等

プロポーザルに参加しようとする事業者（以下、「参加事業者」という。）の構成等は次のとおりとする。

- (1) 参加事業者は、単独事業者又は複数事業者で構成される共同企業体とする。
- (2) 共同企業体で応募する場合は、構成員の数を3社までとし、協定書を添付するこ

- と。各構成員は各々適切な業務を担当し、代表構成員を定めること。
- (3) 共同企業体は、共同企業体概要書【様式7号】に、代表構成員及びその他の構成員の企業名並びに各々が携わる業務を明らかにすること。
 - (4) 参加事業者である単独企業及び共同企業体の構成員は、このプロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員になることができない。

4. 参加事業者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。なお、共同企業体で提案する場合も同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度坂井市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 過去5年以内に次に掲げるいずれかの業務について元請として完了した実績を有すること。
 - (ア) 国又は地方公共団体が発注する水道事業の官民連携事業の導入に関する調査・検討業務
 - (イ) 国又は地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携事業の導入に関する調査・検討業務
- (4) 管理技術者または担当技術者として次の有資格者各1名を配置出来ること。
 - ① 技術士（上下水道部門-上水道及び工業用水道科目）
 - ② 技術士（上下水道部門-下水道科目）
- (5) 法人格を有していること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納していないこと。
- (7) 参加申込書の受付期間において、福井県内の地方公共団体より指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 参加申込書の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

- ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

5. 公募に係るスケジュール

内容	日時
公募開始（公告）	令和6年3月25日（月）
参加申込書兼誓約書受付期限	令和6年4月3日（水）午後5時
質問書受付期限	令和6年4月9日（火）
質問書に対する回答期限	令和6年4月15日（月）
企画提案書受付期限	令和6年4月22日（月）午後5時
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年5月9日（木）
選考結果通知	令和6年5月中旬（予定）
契約締結	令和6年5月中旬（予定）
事業開始	令和6年5月中旬（予定）

6. 質問の受付及び回答

（1）提出方法

質問書受付期限までに、質問書【様式任意】に質問内容を記入の上、電子メールにて提出すること。

なお、提出する際の件名は「ウォーターPPP 公募に関する質問（業者名）」とすること。

（2）電子メール提出先

jyogesui@city.fukui-sakai.lg.jp

（3）回答方法

質問及び回答については、質問書に対する回答期限までに坂井市ホームページにて掲載する。

（4）留意事項

- ①電話やファックス等、様式以外の方法での質問は受け付けない。
- ②企画提案の審査に係る質問は受け付けない。

7. 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び部数

次の書類について提出区分に従い、各1部を提出すること。

提出書類	留意事項	提出区分	
		単体	共同
参加申込書兼誓約書 【様式1号】	単独での参加申込の場合、提出すること。	○	—
参加申込書兼誓約書 【様式2号】	共同企業体での参加申込の場合、提出すること。	—	○
事業者概要書【様式3号】		○	○
同種業務実績書【様式4号】		○	○
配置技術者調書（管理技術者及び担当技術者） 【様式5号】		○	○
共同企業体協定書 【様式6号】	共同企業体の構成は、3社を上限とする。	—	○
共同企業体概要書 【様式7号】		—	○
履歴事項全部証明書 （写し可）	発効後3カ月を超えないもの。	○	○
直近1カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）		○	○

(2) 提出先

「14. 提出方法及び問い合わせ先」のとおり

(3) 参加の辞退

参加申込書兼誓約書提出後に、辞退する場合は辞退届【様式任意】を速やかに提出すること。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

次の書類について、企画提案書を10部、参考見積書を1部、提出すること。

- ・ A4版、左綴じとすること。
- ・ 枚数様式は下表の通りとする。
- ・ 提出できる企画提案書は1案とする。
- ・ 受付期限後の企画提案書の再提出や追加、差替え等は認めない。
- ・ 提出した提案書は返却しない。

提出書類	留意事項
提案書表紙	① 任意様式として1枚以内とする。 ② 表紙に「坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務企画提案書」及び「業者名」を記載すること。
提案書	① 任意様式として3枚以内とする。 ② 別添仕様書に基づく具体的な提案であること。 ③ 審査テーマは10. 選定方法(1) 審査項目と配点を参照のこと。
業務実施体制	① 任意様式として1枚以内とする。 ② 業務実施体制(人員配置、経験、資格等)に関すること。
業務スケジュール	① 任意様式として1枚以内とする。 ② 業務実施スケジュールに関すること。
業務実績書	① 同種業務実績書【様式4号】により審査する。 ② 同書類及び契約書、仕様書等内容が分かる書類の写しを添付すること。
参考見積書	① 任意様式とする。枚数に指定は無いが見積額の内訳が分かるよう明細書を添付すること。 ② 印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑) ③ 見積限度額35,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を超えないこと。なお、見積限度額を上回った場合は、審査の対象としない。
独自提案	① 任意様式として1枚以内とする。 ② ウォーターPPPの視点から独自・有効と思われる企画提案。

(2) 提出先

「14. 提出方法及び問い合わせ先」のとおり

9. 選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング審査)の実施

(1) 日時及び場所

企画提案書を提出した事業者に対し、別途通知する。

(2) 実施方法

委員による選定委員会を開催し、評価する。

- ① 説明者は4名以内とし応募者の直接雇用する職員とする。(共同企業体の場合は6名以内)
- ② プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき、40分以内とする。なお、入室・準備5分、説明・提案20分、質疑・応答15分とする。

- ③ プレゼンテーションは提出した提案書を用いることとするが、坂井市の用意するプロジェクター（接続：HDMI ケーブル）を使用することができる。その際は、ノートパソコンを持参すること。※事前に申し出ること。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開にて実施する。

10. 選定方法

(1) 審査項目と配点

選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価する。

	審査内容	配点
業務目的の達成、理解度	① 業務目的や背景等を十分に理解しているか。 ② 業務の実施方針	10 (5×2)
テーマ① 上下水道事業の認識	事業環境の把握能力や課題解決能力を評価するため、以下の2点について記述すること。 ① 上下水道事業の現状と課題認識と考察 ② 将来見通しと課題解決のための検討手法の例示	20 (10×2)
テーマ② 導入可能性調査	以下の3点について技術的提案（提案内容、提案理由、検討方針、検討手法など）を記述すること。 ① マーケットサウンディングにおける留意事項 ② 上下水道事業でのスキーム検討における留意事項 ③ 導入効果の算出における留意事項	30 (10×3)
業務実施体制	提案内容を実現できる人員配置や役割分担がされているか。	5
スケジュール	業務の履行に必要な現実的なスケジュールが示されているか。	5
業務実績	類似業務の履行実績があり、今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。	10
見積額の妥当性	提案内容と見積額が妥当であるか。	5
独自提案	ウォーターPPPの視点から、独自性または有効性のある提案がされているか。	15
合計		100

(2) 受託候補者の選定

選定委員会の終了後、各委員が企画提案書等の採点について様式1を用いて実施し、評価点の合計が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定の結果は、選定委員会に参加した事業者宛に郵送にて通知するとともに坂井市ホームページにおいて公表する。通知及び公表内容は、受託候補者の名称及び評価点合計とする。

(4) 留意事項

参加申込書及び企画提案書の提出が1者である場合は、全選定委員の評価点の平均が60点以上で合格とする。平均が60点未満の場合、又は参加申込書及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して申込書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の変更等を行うことがある。

1.1. 契約の締結

- (1) 当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって契約にはいたらない。企画提案書に記載された内容を基本とするが、業務内容の詳細について受託候補者と坂井市の協議により内容を確定し、随意契約にて当該業務実施に係る委託業務を締結する。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約しない場合、又は協議が整わなかった場合は、選定委員会における次点の事業者と契約について協議する。
- (3) 契約の締結に際し、契約保証金として契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、坂井市財務規則第137条に該当する場合は、この限りではない。

1.2. 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に定める提出書類の作成及び条件等を逸脱した提案であった場合。
- (3) 指定する選定委員会の集合時間に遅刻した場合。
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (5) 選定委員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合。

1.3. その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成やプロポーザルに係る一切の経費については事業者の負担とする。
- (2) 全て提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 本プロポーザルにより知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

- (5) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに個人情報保護に関する法律、坂井市財務規則及びその他の坂井市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。
- (6) 応募者が1者かつ参加申込書兼誓約書、企画提案書の事前書面審査において審査員の過半数が、履行確実性が高く、ヒアリングの省略が可能と判断した場合、プレゼンテーション及びヒアリングについて省略し契約手続きを行う場合がある。

14. 提出方法及び問い合わせ先

持参又は郵送によること。持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市建設部上下水道課

電話：0776-50-3130（直通）

メール：jyougesui@city.fukui-sakai.lg.jp（課）

参考

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改正方針について

<https://www.nilim.go.jp/lab/peg/img/file1983.pdf>

【様式1号】

参加申込書兼誓約書

(単独)

令和 年 月 日

業務名 坂井市ウォーターPPP 導入可能性調査業務

令和 年 月 日付けで実施の公表がありました、表記のプロポーザルに参加を希望するため、必要書類を添えて申し込みます。

なお、提案資格を有すること及びすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

坂井市長 池田 禎孝 様

[単独]

申請者 住 所 :
電話番号 :
会社名 :
代表者 :

⑩

担当者 担当部署 :
氏 名 :
電話番号 :
F A X :
e-mail :

【様式2号】

参加申込書兼誓約書

(共同企業体)

令和 年 月 日

業務名 坂井市ウォーターPPP 導入可能性調査業務

令和 年 月 日付けで実施の公表がありました、表記のプロポーザルに参加を希望するため、必要書類を添えて申し込みます。

なお、提案資格を有すること及びすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

坂井市長 池田 禎孝 様

[代表構成員]

申請者 住 所 :
電話番号 :
会 社 名 :
代 表 者 :

㊟

担当者 担当部署 :
氏 名 :
電話番号 :
F A X :
e-mail :

共同企業体の構成

1 [代表]	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
2	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
3	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

【様式3号】

事業者概要書

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

本社等の内容		
1	本社所在地	
2	設立年月日	
3	資本金	
4	従業員数	
5	直近決算の売上高	
6	事業所数（全国）	
7	建設コンサルタント登録部門	
8	業務内容	

契約を締結する事務所等の内容			
1	事務所名		
2	事務所所在地		
3	代表者職氏名		
4	連絡責任者	部署名	
		氏名	
		電話	
		F A X	
		E-mail	

【様式4号】

同種業務実績書

過去5年間の同種業務実績						
番号	区分	発注者	業務名	金額	履行期間	概要
記載例	同種	〇〇市	〇〇上水道・下水道 ウォーターPPP導入検 討業務	〇〇〇円	令和5年12月1日 ～ 令和6年3月1日	マーケットサウン ディングを通じ適 用性を検討した。
No. 1						
No. 2						
No. 3						
No. 4						
No. 5						

記入上の注意点

- 1 実績は公告時点で業務が完了した単体での受注業務を記載してください。
- 2 区分欄には応募者が判断する同種または類似を記してください。同種業務は“上下水道事業での導入可能性調査”、類似業務は“上水道事業又は下水道事業での官民連携検討業務”とします。
- 3 金額は税込み金額を記載してください。
- 4 概要は簡潔に業務内容や特徴を記載してください。
- 5 表の幅や大きさは適宜変更頂いて構いませんが1枚以内に収まるように記載してください。
- 6 実績は5件以上記載頂いても構いませんが評価の対象とはなりません。なお審査は記載順に行います。

【様式5号】

配置技術者調書

従事する役割	管理技術者
名前	
所属	
保有する資格	
主たる業務実績	

従事する役割	担当技術者
名前	
所属	
保有する資格	
主たる業務実績	

記入上の注意点

- 1 所属は公告日時点の所属を記載してください。公告日以降の異動等があった場合でも問題ありません。
- 2 主たる業務実績には過去5年以内の上下水道事業に関する官民連携検討業務を記載してください。
その際、発注者、業務名、完了年、従事した役割を記載してください。

【様式6号】

坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務
共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) 坂井市発注に係る坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇(株)・(株)□□□共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇△△に置く。

(成立の時期および解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の委託契約の履行後3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇(株)
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(株)□□□

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇(株)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表して、委託者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業

に対してその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社
□□□の□□業務 □□株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織、編成および業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の委託契約の履行および下請契約その他の本業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行△△支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座により取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体の本業務を完成する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務において契約の内容に適合しないときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めがない事項)

第19条 この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇(株)外〇社は、上記のとおり本業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(代表構成員) 〇〇〇(株)
代表取締役〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(構成員) (株)□□□
代表取締役〇〇〇〇

※印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)

